

平成 19 年

第 1 回柳川市議会臨時会会議録

開会：平成 19 年 2 月 14 日

閉会：平成 19 年 2 月 14 日

柳川市議会

第 1 回柳川市議会（臨時会）日程表

| 月 日 | 曜 | 会 議 | 会 議 の 次 第 |
|-----------|---|-------|---------------|
| 2 月 1 4 日 | 水 | 本 会 議 | 開会・議案質疑・採決・閉会 |

第 1 回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

| | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|--------------|---------------|-----------|------|
| 議 案 第 1 号 | 工事請負契約の締結について | 19. 2 .14 | 原案可決 |

柳川市議会第1回臨時会会議録

平成19年2月14日柳川市議会議場に第1回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 島 添 達 也 | 2番 | 古 賀 澄 雄 |
| 3番 | 浦 博 宣 | 4番 | 熊 井 三千代 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 島 添 勝 |
| 7番 | 白 谷 義 隆 | 8番 | 森 田 房 儀 |
| 9番 | 荒 巻 英 樹 | 10番 | 藤 丸 富 男 |
| 11番 | 矢ヶ部 広 巳 | 12番 | 荒 木 憲 |
| 13番 | 伊 藤 法 博 | 14番 | 龍 益 男 |
| 15番 | 菅 原 英 修 | 16番 | 諸 藤 哲 男 |
| 17番 | 樽 見 哲 也 | 18番 | 近 藤 末 治 |
| 19番 | 太 田 武 文 | 20番 | 吉 田 勝 也 |
| 21番 | 大 橋 恭 三 | 22番 | 藤 丸 正 勝 |
| 23番 | 木 下 芳二郎 | 24番 | 佐々木 創 主 |
| 25番 | 三小田 一 美 | 26番 | 梅 崎 和 弘 |
| 27番 | 高 田 千壽輝 | 28番 | 山 田 奉 文 |
| 29番 | 河 村 好 浩 | 30番 | 田 中 雅 美 |

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 石 | 田 | 宝 | 藏 |
| 助 | 役 | 島 | 田 | 眞 | 司 |
| 収 | 入 | 木 | 村 | | 仁 |
| 教 | 育 | 上 | 村 | 好 | 生 |
| 総 | 務 | 山 | 田 | 政 | 徳 |
| 市 | 民 | 大 | 曲 | 豊 | 喜 |
| 保 | 健 | 本 | 木 | 芳 | 夫 |
| 建 | 設 | 蒲 | 池 | 康 | 晴 |
| 産 | 業 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 教 | 育 | 佐 | 藤 | 健 | 二 |
| 大 | 和 | 高 | 田 | 邦 | 隆 |
| 三 | 橋 | 北 | 原 | | 博 |
| 消 | 防 | 竹 | 下 | 敏 | 郎 |
| 人 | 事 | 藤 | 木 | | 均 |
| 企 | 画 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 財 | 政 | 櫻 | 木 | 重 | 信 |
| 税 | 務 | 武 | 藤 | 義 | 治 |
| 保 | 険 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 福 | 祉 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 建 | 設 | 白 | 鳥 | 道 | 幸 |
| 農 | 政 | 野 | 田 | 一 | 廣 |
| 水 | 路 | 武 | 藤 | 正 | 純 |
| 学 | 校 | 龍 | | 英 | 樹 |
| 漁 | 業 | 松 | 尾 | 昭 | 義 |
| 総 | 務 | 小 | 柳 | 敦 | 生 |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 乗 | 富 | 三 | 男 | | | | | | |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 主 | 幹 | 櫻 | 木 | 恵 | 美 | 子 | | | | |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 | 係 | 長 | 高 | 巢 | 雄 | 三 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 | 高 | 口 | 佳 | 人 | | | |

5 . 議事日程

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
会期の決定について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第１号 工事請負契約の締結について

午前10時1分 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成19年第1回柳川市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成19年第1回柳川市議会臨時会の会期日程等について、2月13日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案第1号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開いたしまして、質疑終了後、委員会付託を省略し、即決といたしたいと思っております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。

終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どお

り決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3番浦博宣議員及び27番高田千壽輝議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号

議長（田中雅美君）

日程3．議案第1号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから議案第1号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本工事は、本年10月操業開始予定の協業施設2棟及び来年4月の漁期終業後に漁具や支柱等の資材荷揚げのため、漁業者が物揚げ場として利用する施設を整備するものでございます。

本案は、漁業団地整備事業のうち、水産基盤整備事業であります中島漁港広域漁港整備事業±0.0メートル物揚げ場新設工事に係るものでございます。

去る1月29日、9社による一般競争入札を行いましたところ、消費税5%を含み245,700千円で、柳川市大和町皿垣開2520番地、株式会社古賀建基、代表取締役古賀美恵子が落札いたしましたので、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要を申し上げますと、工事延長136メートルで、取りつけ道路91メートルと物揚げ場45メートルの栈橋を建設するものであり、完成は本年9月の予定でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

ここで本案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をとります。

午前10時7分 休憩

午前10時54分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをないようをお願いをしておきます。

質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

質問をするに当たりまして、初めにお断りをしておきますが、漁業団地の関連の件については、執行部からの説明は私たち新人議員はきのう初めて承ったわけでありまして、その知識は極めて乏しいものがあるわけでありまして、でありますから、質問に対しまして一笑されるような質問が出てくるかもしれません。その点は大いに執行部にも責任があるわけですので、御承知おきのほどお願い申し上げまして、私は以下4点について質問をさせていただきます。

1番目でございますが、なぜ新人議員に説明する機会がなかったのか、このことについて具体的にその理由、私たち新人議員が納得できる答えをお願いしたいと思います。

二つ目でありまして、今までに使った関連事業についての事業費名と、事業費を国、県、市、漁業別、いわゆる負担額それぞれあるわけですが、それを具体的をお願いいたします。

三つ目でありまして、当初はこの事業は漁業組合の組合事業ではなくてパイロット事業という説明を受けたので、大和漁協としては賛成したそうでありまして、それがいつの間にか、組合事業じゃないと承認しないと変わったので、組合は認めたわけでありまして、なぜこのように変わったのか。また、このように変わったことをいつどこで、過去の議会で報告をされたのでしょうか。

最後の質問でありまして、一般競争入札で今度この関係をされましたが、これについて9業者が参加をされたと、きのう伺いました。そこで、その落札率はどうだったのか。それから、9業者別にその落札金額、幾らで出されたのか、それを報告願いたいと思います。

以上4点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

4点のうちの最初の三つについて、私の方からお答えをさせていただきます。

まず一つ目の、新人議員さんに説明する機会がなかったことについてでございますが、私たちが議会の方に報告をするという機会と申しますのが、常任委員会と、それから全員協議会、そういった場でしか今のところございません。それから、全員協議会になりますと、議案に関係する部分、そういったことでの説明ということで全員協議会の中で説明をさせていただくわけでありまして、今回、改選後初めて請負契約の議案を出すということで、昨日機会を得ましたので、議案とともに漁業団地整備事業についての説明をさせていただいたというわけでありまして、こちらから新人議員さんに説明しますから集まってくださいという機会を持っていいかどうか、その辺が私たちの方ではなかなか難しい面と申しますが、できない部分がございますので、今回機会を得たということで説明をさせていただいたわけ

でございます。

二つ目の今までに使った事業名と事業費につきましては、担当課の方から説明をさせていただきます。

それから三つ目の、当初この事業はパイロット事業という説明を受けたということでございますが、今回の漁業団地整備事業については、パイロット事業という説明をした記憶は私たちの方ではございません。以前に旧大和町の方で、年度をしっかりと覚えませんが、平成9年度ぐらいに協業化事業がございました。そういった分についてはパイロット事業という形で進んできておりますが、今回の分については一貫して同じような説明をしてきているというふうに思います。

それから、事業主体の件でございますが、組合事業じゃないと承認しないということだったので組合は認めたということでございますが、当事業については、国の制度の中では事業主体は企業体といいますか、その団体、それから漁業組合というふうなところでいいというふうな要綱にはなっておりますが、福岡県の要綱が、ちょっとこれも何年度かはっきり覚えませんが、二、三年前に事業主体は漁業組合というふうに改正がされております。この事業が動き出したのも平成16年からということでございますので、きのう私が最初に全協の中で申し上げましたけれども、個人の出資の分を計算しておいた部分で発言をさせていただいたところはございますが、この事業が始まった当時から基本的には事業主体は組合というふうなことで流れてはきております。

このように変わったことをどこで議会に報告されたかということでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的には事業主体は組合でということで説明はしてきているというふうに思っております。

以上でございます。

助役（島田眞司君）

先ほどの工事の落札率という問いでございますが、97.00%でございます。

それから、9社別の入札金額というお話でございますが、これにつきましては、柳川市建設工事等の公表要綱というものがございまして、その中で入札者の名称ですとか入札金額、こういったものについては閲覧の方法により公表するということになってございます。

それで、私どもの事務のやり方として、こういった議会案件については、議会の承認があって契約が確定した後に閲覧するということになってございますので、まだ閲覧しないということで、この場での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

漁業団地推進室長補佐（松尾昭義君）

先ほどの2点目の件についてお答えいたします。

まず、確認をしたいんですけども、事業名と事業費ということで言っておりますが、これは中島漁港の漁業団地整備事業ということで理解してよろしいでしょうか。（「はい」と

呼ぶ者あり)

それでは、まず中島漁港の事業名でございますけれども、この事業名につきましては、特定広域漁港整備事業でございます。

全体事業費といたしましては、5,057,000千円でございます。

それから、今までに使った事業費ということでございますけれども平成16年度、17年度合わせまして580,000千円使っております。

それで、国、県、市、漁協別の具体的な指数ということでございますが、まず国が50%の補助、それから県が25%、それから市が25%の補助、それと漁協につきましては、まだ協業施設を建てておりませんので、事業はいたしておりません。

金額といたしまして、国が290,000千円、県が145,000千円、市が145,000千円でございます。

11番(矢ヶ部広巳君)

田島部長の先ほどの説明では、私は納得はできません。なぜならば、その説明する場がないと、どうしてそんな言葉が言えますか。頭から説明する気はなかったんじゃないかと。説明する気があればいつでもできるはずですよ。そうでしょう。特に新人議員はやっぱり勉強したい、勉強したい、一つでも知りたいという気持ちで燃えておるわけですから。それを何でとめるようなことをするかといえば、説明しないがいいということにならざるを得んじゃないですか。下手に議会議員が知ってもらおうと困るということがあるとじゃないでしょうか。私はそういうふうな気がしてなりませんよ。一事が万事、そういうふうなやり方じゃないですか。

しかも、今おっしゃったように総額50億円の大事業なんですよ。そして市の負担金は11億円なんですよ、全部できれば。漁業組合だって負担金は、団地が全部できてしまったら10億円の事業になるわけですよ。特に解せないのは、市民として理解できないのは、漁業団地のために反当たり1,800千円で土地を買ってもらっております。その中に今回加入を希望されている人が地権者としておられたということですよ。つまり、その人は反当たり1,800千円もの価格で市から土地を買ってもらい、そして、その団地に入られる。なぜか私は、どこかの問題によく似ておるような気がしてならないわけですよ。自分の土地を市から言い値で買ってもらって、その土地に借料を払って事業をさせてもらう。そうしますと、その地権者は固定資産税を払わんでよかわけでしょう。土地は反当たり1,800千円で買ってもらうわけですから、おかしいと思うのは私一人でしょうかね。

それから、私は3番目に質問したものについて質問させてもらいますが、一番組合の皆さんが恐れているのは、最初の説明では個人が責任持つからよかやっかんということで認めたところ、それがでけんごとになったけんがら、漁業組合が認めやんごとになったと。1反9アール、例えば不作があった場合なんか、あるいはその中におれは入らんばんということ

で抜けられた場合は、連帯保証人は漁業組合がせやんことになるわけでしょうが。ということは、漁業組合の590名の皆様が本当にそれを理解されておるのかどうか、それが非常に私は不安でならんわけですよ。もしこの事業が失敗したら、漁業組合の590名の皆さんにも迷惑をかけるということです。端的に言えば、8人しか入らっしゃれんやっかん。それにもしものことがあったら、590人が何で連帯保証せやんかんという声ははっきり出てくるわけですよ。だから、私はあえて言っておるわけです。私の言っていることは間違っておるでしょうかね。その点について説明をしてください。

産業経済部長（田島稔大君）

1点目の説明の機会がなかったということでございますが、私たちも議員に十分事業の内容等を理解していただきたいという部分はしっかり思っております。教えない方がというふうな気持ちは全くございませんので、その辺は誤解のないようお願いをしたいと思います。

私たちの方から一つ一つこれがありますから議長にお願いをして集まっていたくというふうなことがなかなかできない、難しい部分があると私は考えておりますので、こういう議会前の全員協議会とか、そういった機会をとらえて説明をさせていただくというふうな形をとっております。

それから二つ目の、地権者がその中に1人いらっしゃるということは、この地域はもともと大和干拓の造成のときに漁業組合の関係の方に配分された土地でございまして、そこに、今回買収したところにたまたま1人、地権者としていらっしゃるということでございまして、ただそれだけのことでございます。

それから、3点目でございますが、組合事業としての責任ということでございますが、きのうも申し上げましたけれども、昨年18年6月27日、大和漁業協同組合で協業化事業の件ということで総会が開かれておりまして、事業主体が組合であることと、それにあわせて覚書を交わして利用料をまた徴収するというふうなことで、全員賛成で総会は可決をされております。こういったものがもとになりまして、今事業を進めているというところでございます。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

3度目ですから最後になるわけでございますが、今、最後に田島部長おっしゃったように、総会がその関係で平成18年6月27日になりましたよということは聞いております。それは間違いないようですが、ただ、私が出た段階では確かに不安は感じました。それが心配と。なぜならば、不作のときのまだ積み残しが、それ以外の積み残しもある。幾らとは、もうここでは言いませんがね。だから、それにまた今度の問題が入ってきた。そして、今は8名だが、もしふえた場合はそれだけまた不安も募るわけですよ。そして、なおかつ組合長はやっぱり任期が終わればかわっていくわけでしょう。だから、その保証人の問題について

も、組合が保証するという点についても、組合長がかわった場合はその都度きちんとしてもらっておかんと、その分まで柳川市がかぶらなければならないようなことにならざるを得ないかもしれん。そういう危険性もあるわけですよ。

それから、なぜ説明をしなかったかということで今おっしゃったが、議員からしっかり聞いてもらおうと。そういうことであれば、私はあえてこの質問をする必要はなかつちゃが。くりくり変わった時点の節目節目に説明をきちんとしていないからこういう問題がある。今の言葉を私は信じます。あなたが言っていることは市長が言っていることと同じでしょうから、あなたが後から市長から怒られるということはないでしょうね。そういう不安があるわけですよ。

そういうことをごさいますて、まとめという形になりますが、これははっきり言いましてかなり前からの事業で、大和町の単独でやろうと思われてやったことは知っております。しかし、やっぱり大和町単独では財政的に厳しかけながら、幾らか塩漬けになっておったんじゃないかなでしょうか。そして、柳川市と三橋町とがおかげで合併をした。だから、幾らかなりと財政的な見通しがついた。だから、この事業が起こされたのではないだろうかと思うわけですけれども、その点はどうぞごさいますしょうか。よかったら市長、ちょっと答弁をしてください。

市長（石田宝蔵君）

今の矢ヶ部議員、1点目の問題、特に説明することについて、部長が後で怒られはしないかということですが、全く怒ることはありません。一生懸命職員さん方頑張ってくれておまして、この事業の完成のために、また、先ほどの話のとおり、私は町長時代からおつき合もいただいておりますが、ガラス張りやってきております。いつでもおいでいただきますと、何でもお教えしますし、公開します。そのことは紛れもなく勉強される意欲のある議員さん方、特に新人の議員さん方、そういう御疑問をお持ちならば、いつでも担当課の方にお越しをいただいて、そして担当者の方からこういうふうに変った、こういうふうになんか新しいものができましたと、そういう説明をさせますので、担当者の方も一生懸命勉強しているということを御理解いただきたいと思っております。（「方向違うじゃない。何を説明するの。説明責任があるじゃないか」と呼ぶ者あり）ちょっと答弁しているじゃないですか。

それから、合併前にはこの事業が財政的単独で厳しいから合併後という話ですが、この事業は昨日もお話し申し上げましたとおりに、平成9年に県、国等の認可を受けて、今から約10年前になります。次の時代をにらんで漁業の振興を図ると。また、旧大和においては、一般会計が大体50億円程度でございました。しかし、80億円という水揚げがあっている。この産業を疲弊させてはならないと。大きな私どものいわゆる収入源でございましたので、こういった基幹産業を育てていくということは、当然行政としての責任と義務があるわけです。したがって、旧大和町時代からやり、福岡県については有明海沿岸は初めての事業でござい

ますけれども、モデル事業としてこれをスタートさせるということで、その認可を受けて、先ほど50億円という話がございましたが、当初から計画の中身は変わっておりません。もしこれについての計画立案についても、漁業組合長さんはもちろんですけれども、総代さん、あるいはそれぞれの漁家の代表の方々、一般の方々等の御意見も十分拝聴してボトムアップでこの計画は立てられているんです。

したがって、今回の漁業団地の構想は、あえて急遽つくったものではないと。しかも、50億円の事業計画予算の中で町の持ち出しは約9億円程度、20%の10億円程度というふうに試算しておりましたので、十分単独の町でもやれたわけでありますので、くれぐれも誤解がないように御理解いただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑される方。

10番（藤丸富男君）

質疑の通告のとおり、まず1点目に、今回の物揚げ場についての工事資金に地域振興基金が使われているのかどうかということ。

それから、さっき落札率は答弁があったようですけれども、予定価格は幾らだったのか。そして、1回目でこのことについては終わったのかどうか。入札当事者との次点と申しますか、どのくらいの差があったか、それができればお願いいたします。

次に、矢ヶ部委員と少し関連するかもしれませんが、これは直接的な契約とは結びつきませんが、今後いろいろなことが起こり得る可能性があると思いますので質問しますけれども、平成17年8月12日、これは確約書なんです。ちょっと読んでみます。

「柳川市長石田宝藏様。大和町漁業協同組合代表組合長、黒田忠記。中島地区特定漁業共同整備事業（漁業団地整備）にかかわる確約について。このことについて当漁業組合といたしましては、今後の漁業振興を考慮した場合、共同加工場処理施設への参加は不可欠と考えており、共同加工処理施設へ参入することについて確約します。また、参入に当たっては、漁業経営構造改善事業の実施に伴う自己資金を確保して、貴市において計画している共同加工処理施設予定地3万1,130平方メートルに共同加工処理施設を建設し、その予定地を満たすことを確約します」と。

これはあとの3番の問題にちょっと関連しますので読み上げてみたんですけれども、今、何か組合長さんがかわられたという話をちょっと聞きましたけれども、この確約書が言うなれば揺るぎないものかと、表現が当たっておるか当たっておらないかわかりませんが、私はこれは合併前から計画されておりますので反対しませんけれども、いろんなもろもろの条件でこの確約書に沿って揺るぎはないものかどうかということが次の段階です。

それから、先ほども漁協の責任というような負債の件ですけれども、これもいつの時点でも知りませんが、10月31日の用地を買収する時点で、田中議長が本会議で聞いてある

わけですね。結局、個人が12,000千円から16,000千円ぐらい借りれるわけでしょうということ、個人がですよ。そして、その団地に入りましょうということでしたので、その件について、今度は答弁は渡辺室長さんがお金を持っている方は借らなくても結構ですよと。自己資金をもともと持っていない方は農林金融公庫とか、そういうところから借りてその団地に入りますよということが今回200名に出して、あと年々漁協が債務を全額やって立てて、そして払うというですかね、そういうことをやっておるといことですのでけれども、そういうふうになった場合、これはいつの時点でそういう変更になったかですね。17年の10月31日にはそうですが、1年ちょっとしかたつとらんですね。その段階で漁協が主体となってやると。もちろん事業主体は漁協ということは、去年の10月にずうっとこの用地買収についても説明は受けておりますけれども、いつの時点でかわられたのか。

そして、先ほど18年6月27日に総会を開いてオーケーのゴーサインが出たということで、それはありがたいことなんですけれども、万が一、この団地がとんざすることは無いと思いますけれども、その場合の責任の所在というか、そういうものはどうなるだろうかと思ってちょっと今危惧しますけれども。

それから、きのうの全協でもちょっと申しましたが、8名の方が現在加入していらっしゃるということですので、それにやかたを2戸建てて、あと残った分については、例えば、皿垣開漁協さんですかね、幾つあるですかね、皿垣とか有明さんなりいろいろ、これは大和町の一覧表なんですけど、ここあたりをお願いするケースも起こりましょうということになると、冒頭に申しました代表理事組合長、黒田さんとの確約についてをやり直さにかいかんようになりはせんですかね。これは大和漁協さんがこの方とこういうことで3万1,100平米に入りますということの確約なんですよ。だから、先ほど言ったように、羽瀬なり有明とか、山門羽瀬ですかね、ここが入るといことになってくると、またこの確約書を書きかえませんと、代表理事の組合長さんから冗談のごとということをお願いならっしゃれんじやろうかと思えますけれども、とりあえずその件についてをお願いいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

3点の質問がございましたけれども、議員もおっしゃいますように、一つ目と三つ目の質問はちょっと関連しますので、あわせて御回答させていただきたいと思えます。

まず、一つ目の黒田前組合長との確約、これはあくまでも大和漁業協同組合の組合長というところでの確約をいただいておりますので、私たちはこれは揺るぎないものというふうに確信をしております。

それから、三つ目の他の漁協さんが入ってきたときという分ですけれども、先ほど議員読み上げられた分と同じ内容で、ほかの4漁協さんとも確約を交わしております。おのおの漁業組合と確約を交わしております。あくまでも前回用地買収のときに読み上げた分ですね、これは旧大和町全体の組合長さんとしてではなくて、大和漁業協同組合の組合長としての確

約の分でございますので、ほかの漁協さんとも同じような確約を交わしております。全漁協さんと交わしておりますので、今のままで変更しなくていいんじゃないかなと思っております。

それから、二つ目の質問でございますが、先ほどの話、多分漁協さん内部の資金調達の分の話ではなかったのかなというふうに思っておりますが、あくまでも、先ほども答弁いたしましたように、今回、大和の漁協から2組入られますので、大和漁業協同組合の中で事業主体は組合でいくということで総会で可決をいただいておりますので、私たちが万が一とんざということは今のところ全く考えておりません。そういったところで組合の方でしっかりやっていただくということで確信をしておりますし、責任といたしましても組合さんの方にあるというふうには考えております。

助役（島田眞司君）

工事の予定価格というお尋ねでございますけれども、これは消費税込みで253,382,850円ということでございます。

それから、入札は1回で終わったのかどうかということでございますが、これは予定価格を公表してございますので、基本的に1回で終わるということでございます。

それから、2番札の金額ということですが、これにつきましては、先ほど矢ヶ部議員にもお答えしましたとおり、公表基準としてまだ閲覧に供していないということでございますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

財政課長（櫻木重信君）

御質問に地域振興基金の件がございましたので、お答えします。

漁業団地関連では、水道管移設関係で70,000千円の大和地域振興基金の繰り入れを行っております。ただ、今回の工事契約分については基金は含まれておりません。

以上です。

10番（藤丸富男君）

最初の確約書なんですけれども、ほかの漁協さんとも、そしたら例えば、皿垣開漁協さんともこういう内容かしらん、3万1,130平米ですよ。これは、これを大和漁協さんでいたしますよという確約書でしょう。そしたら、ほかの漁協さんとも、確約したところにその都度何万円かずつこの数字も入った契約書になっとっですかね。

私はきょう初めてというか、昨日も申し上げたんですけれども、この分は大和漁協だけが確約書でやって、ほかの漁協からちょっとあいておるけん入ってと、極端な話ですよ。あと、大和町でいえば皿垣、有明、山門羽瀬、それから大和漁協、中島漁協、ここにもこういう同じ内容の分の確約書をいつ書かれたんですか。どの時点で、同時ですか。17年8月17日の同時にやられたのか、それともこの団地を今度は17年の10月31日に用地買収した時点で、契約書のいつの時点ですか、先ほどの件。私はこれは大和漁協のみということでメモしておるわ

けなんですよ。

漁業団地推進室長補佐（松尾昭義君）

先ほどの件についてお答えいたします。

4 漁協組合から確約書をいただいております。それで、文面にいたしましては同じ内容でございまして、面積は3万3,130平米ということでございます。

それで、先ほど議員おっしゃいました大和漁業協同組合代表理事組合長、黒田忠記さん、それから次は中島漁業協同組合ですが、日付は平成17年8月12日、代表理事組合長、荒牧巧さんでございます。面積も同じ3万3,130平米でございます。

それから、山門羽瀬漁協組合、平成17年の8月12日、代表理事組合長、小柳哲朗さんでございます。面積も同じでございます。

それから、皿垣開漁業協同組合代表理事組合長、浦光一さんでございます。面積も一緒でございます。

10番（藤丸富男君）

だから、さっき同じ日付で、これは結構、いいですよ。そしたら、各組合員さんなり漁業者が何人いらっしゃるか、大和町が一番多いということですけども、皆さんが協業化はよかったよかったということでなんすれば、全部3万3,130平米これ掛けるの四つで11万何ぼ平米になるですよ。そしたら、これは3万3,130平米を そげんですよ。恐らく4倍にはならないと思います。羽瀬なんかは、きのうの市長の答弁によると、30から40だということですのでね。ならんだったとしても、これは今の物置き場どころの話じゃない、全部つぶさんとできんようになりやせんですかね、と私は思いますよ。同じ手形を、幾つでんなか手に手形を切っておると、これは表現が悪いですけども、そういう感じもせんでもございせん。

それからもう1点は、今度立ち上げられておる大和漁協さんの組合長さんはいつ交代されたんですか。

以上、2点で終わります。

産業経済部長（田島稔大君）

確約書につきましては、現在計画をしております加工施設の予定地でございます。そこに各漁協が協力して、そういった形で加工施設に参入しますというふうな意味での確約をいただいているところでございます。

それから、大和漁協組合長さんの交代時期はちょっと覚えておりませんが、よろしいですか。

議長（田中雅美君）

ほかに質疑をされる方ありませんか。

1番（島添達也君）

矢ヶ部議員、藤丸議員の質問とかなり重複いたしますけれども、私は端的に情勢の変化、我々が17年の10月ですか、用地購入の予算提案を承認したときの説明では、団地参加者は12名あると。これは確実だと。それからまた、債務のリスクについては個人が負うと。そして、参加者がお互いに保証し合うと。漁協は政府系金融から借り入れる窓口であると。そういう説明を受けて、そのとき用地購入について承認したと。そういう確認をとりながら承認してきたことが、現在では12名が8名、それから債務は漁業組合が負うと。そういうふうに重要な変化と申しますか、変更がなされてきておると。そのことを議会になぜ報告、説明されなかったのか、そのことだけをお尋ねします。

産業経済部長（田島稔大君）

1点目の12名から8名になったという分でございますが、当初希望をとったところで12名の希望者がいらっしゃるといふことで、お話ししたときには、行政区が四つにまたがるというふうな話もしたかと思っております。その当時は5人、5人、1人、1人というふうなことで、行政区がまたがっているといふことで、なかなか一緒に漁業をやるといふことになると、どうしても小さいときから育ってきた同じ行政区の中でが一番理想だといふふうなことで、この段階では今調整をやっているといふふうな話もしたかと思っております。

そういうことで、数字が調整中とか動いているときというのは、なかなか議会の方にも、今度10になりました、9になりました、8になりましたといふふうな説明もできませんので、今回、協業の分が具体化してきた、そこではっきり8人というふうにでき上がった時点で、今回8名といふことで報告をさせていただいたといふところでございます。

それから、債務の関係でございますが、漁業組合さんの内部の問題でもございまして、内部の資金調達の関係にかかわりますので、この分をすべて議会の方に報告していいものかどうか、その辺ちょっと考えるところがございまして、最終的に今の方向づけができたといふところで、今回、その内容についても報告をさせていただいたといふところでございます。

以上でございます。

1番（島添達也君）

部長、なかなか苦しいお立場だと思っておりますけれども、総額、安く見積もっても45億円の事業ですね。そして、その都度2億数千万円の予算提案と。今回が3回目になりますか、そういう事業です。ですから、最初の段階で用地購入費210,000千円の時点で確実な数字を提示すべきであったと思っておりますよ。12名が動かない数字であるといふことで提案してほしかったと。

それから、この債務の点、私がなぜそのときに納得して、あるいは安心して承認議決に賛成したかと申しますと、市の負担は生じることがないと、漁業組合が窓口となって政府系金融から借り入れて個人が債務のリスクを負うと。そして、参加者同士が保証し合うといふことで、市へのはね返りはないといふことで納得して賛成したいきさつがあります。

ですから、漁業組合内部の云々ということはもう既にこの時点で公表しておるわけですから、こういう方法で借り入れて事業を行うと公表しておるわけですから、そして、その後の変化は変化ですから、変更ですから、やはりそのことについては議会に報告すべきであると思ってお尋ねしておることでございます。答弁はいいです。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 工事請負契約の締結については、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、討論に入ります。討論は、会議規則第52条の規定により反対討論から行います。

反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終了いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程すべてを終了しました。

これにて平成19年第1回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 浦 博 宣

柳川市議会議員 高 田 千壽輝